

宮崎県北部広域行政事務組合議会会議規則

(平成7年2月10日規則第2号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、宮崎県北部広域行政事務組合議会（以下「組合議会」という。）の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準 用)

第2条 延岡市議会会議規則（昭和45年延岡市議会規則第1号）の規定（委員会に関するものを除く。）は、組合議会の会議について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 延岡日向地区伝染病隔離病舎組合議会会議規則（昭和60年規則第1号）は廃止する。